

丹後国宮津藩における寺社への触伝達 — 智恩寺文書を素材に —

稻穂 将士

はじめに

天和二年（一六八二）に宮津城下の成就院の僧頼元が作成した「丹後国寺社帳」によると、丹後国内には三七三の寺社が存在したと伝わる¹。本稿では、このうち宮津藩領内に存した寺社への触伝達の様相を明らかにしたい。

関ヶ原の戦いの後、慶長五年（一六〇〇）に京極高知が宮津に入り、丹後一国（一二万三二〇〇石）を領有していたが、高知没後、三人の子に領地が分けられて、宮津（七万八二〇〇石）・田辺（三万五〇〇〇石）・峰山（二万三〇〇〇石）の三藩が分立する。その後、享保二十年（一七三五）に久美浜代官所が設置され、以後丹後国は、三藩一代官所によって支配され、明治に至る。

峰山藩は三藩分立時から明治まで、京極高通を祖とする京極家が一貫して支配し、田辺藩には寛文八年（一六六八）に牧野親成が入り、以後牧野家による支配となる。一方、宮津藩は、高知の孫・高国の代に改易され、以後幕領↓永井家（七万三八〇〇石）↓幕領↓阿部家（九万九〇〇〇石）↓奥平家（九万石）↓青山家（四万八〇〇〇石）と推移する。宝暦八年（一七五八）に本庄資昌が七万石（内一万石は

近江国）で宮津に入り、以降明治まで本庄家による支配となる。なお、久美浜代官所が支配する幕領は、宮津藩に入る大名の石高によって増減し、最終的には四万石余となっている。これらの三藩一代官所の領地は一円的でなく、所領が錯綜する地域もあり、相給村も存在する。

以上のように、近世丹後国はやや複雑な所領配置となっているが、係る状況において、触伝達がどのようにおこなわれていたのかを考えたい。丹後国の触伝達については、水本邦彦氏による浦触に関する先論²がある。ただし、浦触は「浦や海辺村を直接宛所に掲げ、浦継ぎ・村継ぎの順達を指示された所領横断の海事関係触（傍線著者）」³と定義されるもので、海沿いで回達されるやや特殊な触である。本稿では、宮津藩領内の寺院、主に天橋立の付け根に所在する天橋山智恩寺の史料を素材に分析を進め、より日常的な触伝達の様子を検討する。

一 触伝達ルートの変遷

智恩寺の御用留は延享二年（一七四五）以降の記録しかないが、他の寺院の史料からそれ以前の触伝達の様子を窺うことができる。

【史料1】「御上使諸事留」（智源寺文書）⁴ ※丸数字は筆者による

① 一京極古丹後守高広公時代、宮津町分之寺中ハ、小散田ナルユヘ、郡奉行〈西協助左衛門／草間作右衛門〉右兩人寺社奉行ヲ兼候得而相勤ラル、尤惣寺中江触渡等之儀、此兩人ヨリ以使者、其院々々江被申渡ル

(中略)

② 一京極後丹後守高国公時代ハ、町奉行へ品川次郎左衛門／中村六兵衛寺社奉行ヲ兼候而、触渡等ハ町足輕ヲ以、其院々々江被申渡

本史料は、宮津城下町南側に位置する智源寺のもので、寛文六年(一六六六)の京極高国改易以降、享保三年(一七一八)の宮津藩主青山幸秀の国入りまでの領主に関する記録が書き継がれる。引用箇所は京極時代の寺社行政や触伝達について示した部分である。

① から京極高広の時代、城下町に所在していた寺社は「小散田」であるので、郡奉行が寺社奉行を兼帯し、郡奉行から使者でもって各寺に触が伝えられたとある。宮津城下の寺社のうち、智源寺ほか六ヶ寺と大久保稲荷神社はそれぞれ所領安堵を受けているが、その領地は城下周辺村落に宛行われた。⁵⁾「小散田」とは、周辺村落に寺社領が散在している状況を指すものと思われる。京極高国の時代になると、②にあるように、町奉行が寺社奉行を兼帯するようになり、各寺社への触伝達は「町足輕」によっておこなわれるようになった。触伝達をおこなう主体は変化するものの、①②いずれも「其院々々江被申渡」とあるから、寺社間を回達するというよりも、藩の伝達者が各寺社を回つ

て触の内容を伝えたのだろう。

続いて、京極家改易以降の触伝達について見ていきたい。

【史料2】「御上使諸事留」(智源寺文書)。

一国中寺社領、青山大膳殿・黒川丹波守殿ヨリ、如先規被仰渡候故、江戸着之後、以連条御礼申入候、其節之使僧九世渡智恩寺ヨリ出候故、大膳亮殿・丹波守殿之回章在智恩寺、其返書写遠路御飛札令拝見候、今度寺社領面々手前江如先々并御年貢米も御除之旨、江戸へ被仰越二付而、御代官衆被申渡之由、依之御礼之趣令承知候、猶期後音之節、恐惶謹言

十月十四日 青山大膳亮 書判

府外

智恩寺

成相寺

金剛心院

宗雲寺

府内

智源寺

大頂寺

本妙寺

経王寺

国清寺

仏性寺

宝性院

内宮伊賀殿

外宮加賀殿

齋宮伊豆殿

一宮七兵衛殿

浦嶋玄養老

回答

(後略)

高国改易後、宮津藩領が幕府に収公される。この際、これまで京極家によって安堵されていた寺社領は収公が免除された。【史料2】は、宮津藩領内の寺社が、収公を担当した尼崎藩主・青山幸利や幕府目付の黒川正直らに対し、収公免除の御礼をした際の記事である。

御礼は江戸にて行われ、領地を安堵されている寺社の内、智恩寺の使僧が派遣されたようである。この時に青山と黒川から発給された「回章」が智恩寺にあり、本史料に書き写されている。「回章」の辞書的な意味は、「二人以上の宛名人に順次に回覧して用件を伝える文書」や「返事の書状」であるが、本史料の「回章」を前者で解すれば、所領を安堵されている寺社で書状が回達されているということになる。詳しくは次章で検討するが、智恩寺の御用留に書き留められた宮津藩の触は、少なくとも在方（本史料中の「府外」）の寺社のうち、智恩寺、成相寺、金剛心院、籠神社にはこの宛名順で回達されており、このルートは幕末まで続いている。

本庄資昌が宮津に入部した際に、智恩寺が提出した寺格と寺領の書上帳に、高国改易後の御礼の時にやり取りした書状類について、「尤

當時ハ当国寺社之筆頭ニ而御座候故、其時之本書不殘当寺ニ秘藏仕候」と記載している。宮津藩領の中で最も寺格が高かったため、智恩寺が代表して江戸に向かったようである。この段階で、智恩寺を頂点とする寺社の秩序があつたといえよう。智恩寺が回章の宛所の先頭となっているのは、この状況を反映したもので、智恩寺を触頭とする触伝達ルートが寛文六年段階で成立していたのかもしれない。

しかし、宝永五年（二七〇八）の城下町寺院から、町奉行に対して出された願書を見ると、寺社の秩序に変化が生まれていることがわかる。

【史料3】「御上使諸事留」（智源寺文書）¹⁰

口上 宝永五戊子年三月

一從 公儀諸事御触渡之義、当御代町方之寺中江ハ大頂寺迄被仰出、其上ニ而銘々江被申渡、致承知判形等仕差上ケ申候、先御代々左様之節ハ、直ニ御役人中江被召出被仰付候歟、又ハ書付ニ而被仰渡候刻ハ、寺院之内月廻ニ致寄合仕候事ニ御座候、然所ニ当御代諸事ニ付、大頂寺寺人被引請候儀御断茂被申立、先々ノ通ニ被致候得と連々申談、別而去々年寺中何茂罷越候得而、先々通御断可被申上と対談仕候得共、至只今ニ左様義も無之、却而近年ハ対寺中間々無遠慮成仕形ニ茂及儀御座候間、向後御用之節ハ、先規之通被仰付度奉願事

一先御代当方菩提所底ニ御頼被成候ニ付、正月年礼於御城ニ申上候刻ハ、右之手寄故大頂寺迄被仰出、夫々被申通候迄ニ御座候事

一諸事二付大頂寺一人被引請候へ者、末二至触下之格式二茂可罷成儀

出来可仕候者、難儀奉存候二付、先規之通御願申上候事

右之通被聞召分被下候ハ、忝可奉存候、已上

子三月十三日

宝寿院

威性院

宝性院

(七ヶ寺省略)

仏性寺

成就院

智源寺

佐竹左五右衛門殿

和田治部左衛門殿

元禄十年(一六九七)に奥平昌成が宮津藩に入ってから、公儀から町方寺院への触渡は大頂寺に伝えられ、そこから各寺院に申し渡されているとのことである。しかし、これまでは、城下町寺院が藩役人に呼び出されて直接触を伝えられるか、あるいは書付でもって伝えられる場合は、月ごとに開催される寺院の寄合で承知していた。【史料3】の願書の趣旨はこの、大頂寺を通じての触伝達ではなく、それまでの方法での触伝達を願い出るものである。

引用箇所之二ヶ条目によれば、「先御代」(Ⅱ阿部正邦)の時代に、大頂寺が藩主の菩提寺になり、正月年札に関する藩からの通知が大頂

寺を通じて町方寺院に伝えられるようになったとのことである。この通知方法が、そのまま他の触伝達にも適用されるようになったのである。しかし、三ヶ条目によれば、このような状況では町方寺院が大頂寺の「触下之格式」となるから難儀することである。

「御上使諸事留」によれば、この出願の後もしばらく大頂寺を通じた触伝達がおこなわれていたが、町方寺院の再三の願いにより、翌年には旧来通りの伝達方法に戻ったようである。しかし、大頂寺を頂点とする宮津藩領内の寺院秩序は以後も継続したようで、寛文六年段階で藩内の寺院を代表していた智恩寺は、宝暦九年の史料に「当寺之寺格之義ハ、只今ハ第三番目ニ而御座候」¹¹とあったり、明治に作成された宮津藩領の寺社免除高の取調帳には、大頂寺、智源寺、智恩寺、国清寺、仏性寺、本妙寺、如願寺宝性院、成相寺、金剛心院の順で免除高が書き上げられている。¹²いずれの史料でも、智恩寺は三番目の寺格であることがわかる。宝永五年頃に大頂寺が藩主の菩提寺となって以降、宮津藩領内の寺院秩序が固定化されたのであろう。

以上、近世前半の触伝達の様子を概観した。判然としないが、在方は智恩寺、成相寺、籠神社と順に回達されている可能性が高い。こちらについては、幕末までこのルートが用いられたと考えられる。一方、城下町寺院に対しては、各寺院が集まった状態(呼出もしくは月一回の寄合)で伝達されるという形態が取られていたようである。しかし、近世を通じてこの方法がとられたのか、また、神社に対してはどのように伝達されていたのかは、現状で明らかにし得ない。

二 智恩寺に回達された触

智恩寺には「公用法用諸般記録」や「公用案牘」などと題された、いわゆる「御用留」が二五冊現存しており、断片的ながらも延享二年（一七四五）から幕末までの約百二十年分の記録が残る。内容を通覧すると、ほとんどが智恩寺や門前集落から藩に提出する諸願書類であるが、触も二〇〇通ほど確認できる。触の多くは次のように、宮津藩寺社奉行から発出される。

【史料4】「廻文之写」（智恩寺文書F-1-11）

以廻状申達候從公義左之通被仰出候

戸田采女正殿御渡御書付

上総国・下総国村々百姓共、日蓮不受不施之専法ヲ習請、其身者勿論人ニ茂勸メ、御仕置相成候者も有之、及近年候而も不受不施之僧俗重科被行処、（中略）万一申勸メ候者於有之、其所之奉行所并二代官又者領主地頭江早々可申来候

九月

右之通被 仰出候付、御承知可有候、廻状順達留方本多万助役所江返却可有之候、以上

辰二月六日

寺社役所

智恩寺

成相寺

金剛心院

不受不施派を禁止する幕府触は近世を通じてしばしば出されるが、【史料4】は寛政七年（一七九五）に老中・戸田氏教から発出されたものである。本史料中では九月に発出されたところがあるが、『御触書天保集成 下』所収の同触は八月に発出されている。¹³

幕府から発出されたこの触は、翌年二月に、宮津藩寺社役所から智恩寺以下在方寺院に伝えられた。「廻状順達留方本多万助役所江返却」とあるから、各寺院が集められての伝達ではなく、廻状が順達されていることがわかる。廻状は「本多万助役所」へ返却とあるが、この触の直前に発出された藩役人の交代を通知する藩の触から、本多万助は寺社奉行大目付とわかる。

藩から在方寺院へ発出される触は、このような幕府触がしばしば見られるが、ほとんどは藩主の動向や藩役人の任免、藩の諸政策を伝える藩触である。幕府触および藩触は、智恩寺、成相寺、金剛心院の順で宛所が書き写されている。ただし、寛政七年一二月の木村万助ほかの藩役人を任命を通知する藩触の宛所には、この三ヶ寺のほかに「海部土佐殿」とみえる。海部土佐は、智恩寺と天橋立を隔てた対岸に位置する籠神社の宮司である。また、時代は降るが、慶応二年（一八六六）の徳川家茂の薨去を伝える幕府触の宛所は「智恩寺、成相寺、先々」とある。廻状の原本や、宛所が完全に書き写されたと思われる御用留等が現状で確認できないため、詳細なルートは不明なものの、少なくとも智恩寺、成相寺、金剛心院、籠神社の順で、触が伝達されていたと考えられる。

智恩寺の御用留に記録された触は、基本的に宮津藩から発出され

るものであるが、智恩寺が属する臨済宗妙心寺派の本山である、妙心寺からの触もいくつか確認できる。

【史料5】「公用法用諸般記録」(智恩寺文書 G-2-27)

衆議啓

今般從江府寺社

御奉行所並二当地

御奉行所、僧儀慎之儀二付被

仰渡候御請書之写、本山も書付相添差遣之候、又候可被得其意候、不宜

庚寅五月十八日

聖澤院宗淵

靈雲院智哲

東海庵惟心

龍泉庵恵俊

丹後門派中

(中略)

今般從 本山妙心寺之触書並

公儀寺社 御奉行所被 仰渡候御書付之写差出之候間、各寺

■号名之下二被■印形寺号之左二御触書之趣奉得其意候処、

請書廻状到着日限時尅書付無遲滞順達可有之候

附、無住之寺者其等看主或者旦方庄屋中印形之儀、隣寺に指揮

可被遣候、已上

寅六月廿九日

智恩寺執事

慈光寺、禅海寺、松源寺、以下略之

幕府寺社奉行から、近年悪化している僧侶の風俗を正す触が文政一三年(一八三〇)に発出された。この幕府触は、江戸の幕府寺社奉行および京都町奉行を通じて妙心寺へ伝わった。幕府寺社奉行からは、江戸の臨済宗触頭寺院を通じて伝えられたものと思われる。この幕府触は、宮津藩寺社奉行から伝えられた形跡はなく、本山である妙心寺から「丹後門派中」を宛所に伝えられている。また、「智恩寺執事」から「慈光寺、禅海寺、松源寺、以下略之」を宛所に伝えているとある。妙心寺から一斉に丹後の臨済宗妙心寺派寺院に一斉に伝えられた訳ではなく、智恩寺を経由して伝えられたようである。慶安三年(一六五〇)の史料によると、智恩寺の末寺は加佐郡を除く丹後の臨済宗妙心寺派二〇ヶ寺であるが、「以下略之」とあることから、これら末寺に回達されていたと考えられる。なお、智恩寺の末寺の中には、久美浜代官所領である与謝郡大島村(現宮津市)の顕孝寺や中郡森本村の興勝寺、同郡明田村の高原寺、熊野郡湊宮村(以上現京丹後市)の海隣寺が含まれている。妙心寺を経由する触は、僧侶の風俗に関するものがほとんどであるが、以下のように、藩を経由するような幕府触も、妙心寺を通じて智恩寺に触れられている。

【史料6】「妙心寺触書」(智恩寺文書 L-18)

衆議啓

今般從江府寺社 御奉行所、諸国新田畑之儀二付、御触書宅通被

成御渡相触候様被仰渡候二付、則其写宅通差遣候条、可被得其意

候、且此度一宗衣体制規之箇条別紙書付差遣之候条、熟読之上逐一写置心得違無之様急度可被相守候、勿論塔頭并二末々者某小本寺の不洩様可被申渡候、不宜

庚申閏四月廿日

聖澤院 宗遜判

靈雲院 紹拙判

東海菴 慈涅判

龍泉菴 祖然判

寛政一二年（一八〇〇）三月に、諸国の川の寄洲の開発を禁止する幕府触¹⁵が発出されるが、【史料6】はこの触と、妙心寺派の衣体規制に触れるものである。川筋の寄洲開発禁止のように、寺院以外にも触れられる一般的な幕府触が、妙心寺を通じて触れられるのはあまり見られない。このような一般的な幕府触は、藩の寺社奉行を通じて触れるのが通例であろう。現状で、本事例以外に、一般的な幕府触が妙心寺を経由して伝達されている事例は確認できていないが、触伝達に多様なルートが存在している可能性を指摘しておきたい。

次の史料も触伝達の多様性を考える上で重要である。

【史料7】「公用法用諸般記録」（智恩寺文書G2-37）

安政三丙辰年二月廿八日〆廿九日迄之内、久美浜領分寺院久美浜表二呼出有之候、其儀御代官〆被仰渡候儀ハ、此度公儀〆梵鐘御引上之儀、撞鐘之分ハ皆々御引上二相成候旨、但し半鐘之分ハ御引上無之候間、西国之寺院可得其意候と申被渡候、但し有無二不仍承知之書上可戻之事二御座候、依之皆々書上奉候、右二付而者

御引分之寺院住職之儀、何年已前何之年何月住職被仰付候哉、其節之本寺証文之写差出旨被仰渡候間、皆々其寺〆本寺証文之写、奉差上候

安政二年（一八五六）一〇月に、頻発する異国船襲来に備え、諸国寺院の梵鐘を大砲や小銃に改鑄するために徴集する旨の幕府触¹⁶が出される。宮津藩領内には、寺社奉行を通じて十一月に触れられているが、【史料7】はその翌年二月の記録である。幕府触自体は宮津藩と同じ時期に伝達されていると思われるが、久美浜代官所では、領内寺院を集め、梵鐘は徴集されるが、半鐘はこの限りでないということが改めて伝えられたようである。智恩寺の末寺の中には久美浜代官所の臨済宗妙心寺派寺院が含まれるためであろうが、本来の触伝達と異なる情報ルートが存在することは注目したい。

おわりに

以上、一七世紀後半から幕末までの宮津藩領内の触伝達について検討した。一では、主に本庄資昌入部以前の触伝達の様子を断片的ながら確認した。【史料2】から、智恩寺を先頭に、幕府役人からの書状が宮津藩領内に回達されており、智恩寺が触頭の機能を果たしている可能性が窺えた。一方、【史料1】【史料3】を見てみると、城下町寺院については、基本的には藩が各寺院を呼び出して触の内容が伝達されるか、書付でもって触が伝えられる場合は、毎月開催される城下町寺院の寄合で触の内容を共有するという方法が採られていたよう

ある。以上の内容をふまえると、在方寺院と城下町寺院では触伝達の方法が異なると考えられるが、宮津藩側が、藩主の菩提寺である大頂寺に触頭としての機能をしばしば担わせようとしたり、寺院の格が変化していることを考えると、この触伝達のあり方が近世を通じて維持されたかは、引き続き検討を要する。

二では、智恩寺の御用留を素材に、藩内の寺院への触伝達について検討した。基本的には、宮津藩寺社奉行より幕府触が伝えられるが、僧侶の風俗など、宗教的な内容に関わる場合は本山である妙心寺から幕府触が伝達された。しかし、妙心寺から一般的な内容の幕府触が伝達されていたり、久美浜代官所領内の情報も入ってきたりするなど、断片的ながらも情報伝達のルートが複数存在していることが確認された。

このような領主を越えた情報ネットワークについては、近年研究が進展しているところであるが、¹⁷丹後国内においても、水本邦彦氏が紹介したような浦触以外にも、領主の枠を越えた複数の情報ネットワークが存在したといえよう。

ただし、近世丹後は、当初京極家による一円支配であったが、三藩が分立し、所領配置がやや複雑になったことにより、情報伝達ルートも複雑に見えるようになったかもしれない。今後はより多様な組織への触伝達の分析が必要であろう。また、今回は主に寺院への触伝達の分析が主となってしまった。神社への触伝達については次の課題としたい。

【謝辞】

史料の閲覧にあたっては、智恩寺の皆様にご格別の御高配を賜りました。ここに記して感謝申し上げます。

(京都府文化財保護課主任)

【註】

- 1 宮津市史編さん委員会編『宮津市史』通史編下巻(宮津市役所、二〇〇四年。以下『宮津市史』は『市史』と略す。)二九三―二九六頁。
- 2 水本邦彦「浦触」と丹後の浦々」(山田洋一・東昇編『京都府立大学文化遺産叢書 第二六集 京丹後市久美浜町太刀宮文書(久美浜代官所郡中代等文書)・佐治家資料調査と御用留横断研究』(京都府立大学文学部歴史学科、二〇二二年)。初出は一九九四年。
- 3 水本邦彦「海辺を行き交うお触れ書き 浦触の語る徳川情報網」(吉川弘文館、二〇一九年)、一四頁。
- 4 『市史』史料編第三巻、二四〇号。
- 5 『市史』本文編下巻、二九六頁。
- 6 『市史』史料編第三巻、二四〇号。
- 7 実見していないため正文が写しか判然としないが、智恩寺文書の中にはこの回章が現存している(『市史』史料編第三巻、四三三号)。
- 8 小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典 精選版』(小学館、二〇〇六年)。
- 9 「智恩寺寺格并山林境内寺領等書上」(『市史』史料編第三巻、四六号)。
- 10 『市史』史料編第三巻、二四〇号。
- 11 前掲註9「智恩寺寺格并山林境内寺領等書上」
- 12 「社寺免除高取調帳」(『市史』史料編第三巻、二四三三号)。

- 13 『御触書天保集成 下』（岩波書店、一九四一年）六三三。
- 14 『歴代住持置文』（『市史』史料編第三卷、二四四号）。
- 15 『御触書天保集成 下』六二四〇。
- 16 『大日本古文書』幕末外国関係文書之十三（東京帝国大学、一九二〇年）、三八。
- 17 近年の動向については、高部淑子「日本近世史における情報」（『歴史評論』六三〇、二〇〇二年）、鴨頭俊宏『近世の公用交通路をめぐる情報 瀬戸内海を中心に』（清文堂出版、二〇一四年）などを参照されたい。

表紙の解説

			1	2	3	4
	9			5	6	
				7	8	
	(裏)			(表)		

- 1 触留が多数展示されていた 2023 年「第 49 回愛知県公文書館企画展 新・収蔵資料展 ～古文書にみる尾張の町と三河の村～」の展示風景 山田洋一撮影
- 2 奈良町の町家をイメージした奈良市史料保存館の外観 山田洋一撮影
- 3 道標「古文書館通り」と川下りの船（船頭さんが「ここ（建物）は柳川の古文書館」と説明されていた） 山田洋一撮影
- 4 柳川古文書館の外観 山田洋一撮影
- 5 仙台伊達家領大肝入(大庄屋)吉田家文書の天保 13 年(1842)「定留」(御用留)の表紙(2011 年東日本大震災の大津波で被災、その後修復) 陸前高田市教育委員会提供 *別表 No.16、コラム 1 参照
- 6 地元の実業家が古物商から買い戻し大正 10 年(1921)に当時の小松町に寄贈された天保 13 年 7 ～ 12 月「小松藩会所日記」の表紙 西条市立図書館小松温芳図書館郷土資料室提供 *別表 No.106 参照
- 7 戦時中に大阪府立中之島図書館に保管を委託され、大阪大空襲から逃れた天保 13 年「御触書承知印形帳」(菊屋町文書)の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.80 参照
- 8 維新期に散逸した加賀前田家治政資料の書写による収集事業で作成され、のちに寄贈された天保 12 ～ 14 年「郡方御触留帳」(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫)の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.56 参照
- 9 高田城跡（上越市）に再建された高田城三重櫓 山田洋一撮影

京都府立大学文化遺産叢書 第 37 集

公儀触等の伝達研究と触研究への情報提供あり方研究

編集 山田洋一・東 昇

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒 606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2025 年（令和 7）6 月 30 日

印刷 株式会社 北斗プリント社
